

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 第3370500260号)

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	5
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	7
7. 残置物引取について	9
8. 苦情の受付について	9

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 すみれ福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県明石市松が丘北町1074番地1 |
| (3) 電話番号 | 078-915-0027 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 前田 章 |
| (5) 設立年月 | 平成12年3月22日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成2年4月1日指定
岡山県 3370500260 号 |
| (2) 施設の目的 | 利用者の方々の個々の能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るようにそれぞれの方の介護サービス計画を作成します。
それに基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護や相談などの精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理などのサービスを提供します。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 笠岡すみれ園 |
| (4) 施設の所在地 | 岡山県笠岡市笠岡1080番の1 |
| (5) 電話番号 | 0865-63-5005 |
| (6) 施設長(管理者)氏名 | 三谷 幸男 |
| (7) 当施設の運営方針 | 本事業所において提供する介護老人福祉施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。 |
| (8) 開設年月 | 平成22年4月1日 |
| (9) 入所定員 | 120人 |

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。居室についてご希望がある場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室 数	備 考
居 室	1 2 0 室	
共同生活室	1 1 室	
浴 室	1 3 室	機械浴・特殊浴槽・個浴
医 務 室	1 室	

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員 数
1. 施設長	1 人以上
2. 生活相談員	2 人以上
3. 介護支援専門員	2 人以上
4. 看護職員	3 人以上
5. 機能訓練指導員	1 人以上
6. 介護職員	4 1 人以上
7. 医師	1 人以上
8. 管理栄養士	1 人以上

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤 務 体 制
1. 生活相談員	日中：08：30～17：30 09：00～18：00
2. 介護支援専門員	日中：08：30～17：30 09：00～18：00
3. 機能訓練指導員	日中：08：00～17：00 08：30～17：30
4. 介護・看護職員	早出：07：00～16：00 日中：08：30～17：30 日中：10：00～19：00 遅出：13：00～22：00 夜間：22：00～07：00
5. 医 師	毎週火曜日10：00～11：30 訪問歯科 随時
6. 管理栄養士	日中：08：00～17：00

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます（一定以上の所得がある場合8割または7割）。

＜サービスの概要＞

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、ご利用者一人一人の健康や栄養状態をチェックして、その状態に基づいた個別計画を作成し、定期的にフォローアップすることによって栄養状態を改善します。
- ・嗜好を考慮し、季節感あふれる食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金＞（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費と食費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

下記利用料金は基本利用料金（１日あたり）です。

① 介護サービス給付、居住費、食費（１割負担の場合）

	ユニット型個室の場合	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1	ご利用者の要介護度とサービス利用料金	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
2	うち、介護保険から給付される金額	6,030	6,660	7,335	7,974	8,595
3	サービス利用に係る自己負担額（1-2）	670	740	815	886	955
4	居室に係わる自己負担額	2,066				
5	食事に係る自己負担額	1日当たり 1,445 （朝食：295円、昼食、575円、夕食：575円）				
6	自己負担額合計（3+4+5）	4,181	4,251	4,326	4,397	4,466

② その他の加算

以下は施設の体制、サービス提供状態により加算されます。（金額は記載のない場合１日当たり）

☆個別機能訓練加算Ⅰ 12円 機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に加算されます。

☆個別機能訓練加算Ⅱ 20円/月 個別機能訓練加算Ⅰを算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施に活用した場合に加算されます。

☆看護体制加算Ⅰ 4円 常勤看護師を１名以上配置している場合に加算されます。

☆看護体制加算Ⅱ 8円 看護職員を基準数以上配置し、24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。

☆サービス提供体制強化加算Ⅰ 22円 介護福祉士が80%以上配置されているか、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合に加算されます。

☆サービス提供体制強化加算Ⅱ 18円 介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算されます。

☆サービス提供体制強化加算Ⅲ 6円 介護福祉士が50%以上、常勤職員が75%以上、勤続7年以上の職員が30%以上のいずれかに該当する場合に加算されます。

☆介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 施設が定められた条件に従い介護職員の賃金の改善を行った場合、介護給付の自己負担額（施設サービス費及び加算費用）に対して13.6%を算定されます。

☆日常生活継続支援加算（Ⅱ） 46円 施設が介護福祉士の配置基準を満たしたうえ、新規入所者の介護度・認知症日常生活自立度の割合等の条件を満たしている場合に加算されます。

☆夜勤職員配置加算 18円 夜勤を行う介護・看護職員が基準数以上である場合に加算されます。

☆初期加算 30円 入所後30日間に限って加算されます。ただし、当施設を退所してから3ヶ月以内（自立判定基準によるランクⅢ、Ⅳ、Ⅴ該当者は1ヶ月以内）に入所をした場合は加算されません。30日を越える入院の後に再入所された場合は、上記にかかわらず加算されます。

☆外泊時費用 246円 入所者が外泊や入院をした場合について、入院又は外泊の初日を除いて最大6日間（月をまたぐ場合最大12日間）に限り加算されます。なお、居住費については入院期間であっても全額ご負担いただきます。ただし、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、入院翌日より6日間は認定された居住費、7日目以降は当施設で定める居住費（2,066円）を頂きます。尚、居室を契約者の

同意の上で、短期入所生活介護に活用する場合は、上記の居住費をご負担いただく必要はありません。

☆療養食加算 6 円（1 回あたり） 医師の発行する食事箋に基づき、療養食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食）を提供した場合に加算されます。

☆協力医療機関連携加算 50 円/月（令和 6 年度は 100 円/月） 協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に加算されます。

☆安全対策体制加算 20 円（入所時に 1 回） 組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。

☆科学的介護推進体制加算 （Ⅰ）40 円/月、（Ⅱ）50 円/月 入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入所者の心身の状況等に係る基本的な情報（加算（Ⅱ）では、加えて疾病の状況等の情報）を、厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たってその情報等を、サービスを適切かつ有効に提供するために活用した場合に加算されます。

☆経口移行加算 28 円 医師の指示に基づき、経管により食事を摂取している入所者に対し経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、180 日を限度として加算されます。

☆経口維持加算Ⅰ 400 円/月 月 1 回以上、多職種が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者が経口による継続的な食事摂取を進める為の計画を作成し、特別な管理を実施した場合に算定されます。

☆経口維持加算Ⅱ 100 円/月 協力歯科医療機関を定めた上で、医師等の専門職 1 名以上が食事の観察及び会議等に加わった場合に上記に加えて算定されます。

☆口腔衛生管理加算 （Ⅰ）90 円/月、（Ⅱ）110 円/月 口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されており、歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が月に 2 回以上口腔ケアを行い、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入所者の口腔に関する相談等に応じ対応した場合に加算されます。加算Ⅱは上記に加え、口腔衛生等の管理に係わる計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施の為に活用した場合に加算されます。

☆排せつ支援加算 （Ⅰ）10 円/月、（Ⅱ）15 円/月、（Ⅲ）20 円/月 排せつに介護を要する入所者ごとに、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して支援計画を作成し、継続して実施した上で、要介護状態の軽減の見込みについて定期的に評価し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、その情報等を排せつ支援に当たって活用した場合に加算されます。状態の改善状況により（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかが算定されます。

☆褥瘡マネジメント加算 （Ⅰ）3 円/月、（Ⅱ）13 円/月 入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的な評価を実施し、その評価等を厚生労働省に提出し、実施に当たってその情報等を活用した場合に加算されます。加算（Ⅱ）はその要件に加え、評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がないことで加算されます。

☆再入所時栄養連携加算 200 円/月 入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合について、介護保険施設の管理栄養士が、当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算されます。

☆認知症専門ケア加算（Ⅰ）3 円（Ⅱ）4 円 認知症入所者の人数が一定以上で、認知症介護について専門研修を修了した者の配置の基準を満たしている場合に加算されます。

☆若年性認知症利用者受入加算 120 円 若年性認知症入所者（介護保険法施行令に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者）に対してサービスを行った場合に加算されます。

☆看取り介護加算（Ⅰ） 医師が医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者で、入所者及び そのご家族の意向に沿って、施設において看取り介護が行われた場合、死亡日 45 日前から 31 日前は 1 日につき 72 円、死亡日 30 日前から 4 日前は 1 日につき 144 円、死亡日の前日及び前々日については 1 日につき 680 円、死亡日については 1,280 円が加算されます。

☆在宅復帰支援機能加算 10 円 入所者が在宅へ退所するにあたり居宅介護支援事業者に対し情報提供、調整等の相談援助を行った場合に加算されます。

☆在宅・入所相互利用加算 40 円 複数の入所者（要介護 3，要介護 4 又は要介護 5）が、あらかじめ在宅期間及び入所期間（3 ヶ月を上限とする）を定めて、当該施設の同一個室を計画的に利用される場合に加算されます。

☆退所時等相談援助を行った場合は、下記の料金が加算されます。

- （１）退所前後訪問相談援助加算 460 円 （３）退所前連携加算 500 円
（２）退所時相談援助加算 400 円

＊介護保険からの給付額に変更があった場合変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

③ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合の負担金

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合にはいったん、サービス利用料金の全額をお支払いいただきますが、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

④施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

対象者		区分	居住費		食費	
			日 額	30 日 当 たり	日 額	30 日 当 たり
生活保護受給者		第 1 段階	880	26,400	300	9,000
市町村民税 非課税世帯	老齢福祉年金受給者					
	合計所得金額＋課税年金収入＋非課税年金 収入額が 80 万円以下の方	第 2 段階	880	26,400	390	11,700
	合計所得金額＋課税年金収入＋非課税年金 収入額が 80 万円超 120 万円以下の方	第 3 段階①	1,370	41,100	650	19,500
	合計所得金額＋課税年金収入＋非課税年金 収入額が 120 万円超の方	第 3 段階②			1,360	40,800
上記以外の方		第 4 段階	2,066	61,980	1,445	43,350

（２）（１）以外のサービス（契約書第４条、第５条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

i) 主なレクリエーション行事予定 ＜例＞

	行事とその内容（例）	備 考
1 月	1 日－お正月（おせち料理をいただき、新年を祝います。）	
2 月	3 日－節分（施設内で豆まきを行います。）	
3 月	3 日－ひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	
4 月	上旬－お花見（施設の庭の桜の木の下で、お花見をします。）	

ii) クラブ活動 書道、華道、クラフト、裁縫、音楽等

② 理美容

理美容サービスをご利用の場合、実費をご負担いただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

また、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

④ 領収書の再発行はいたしません。領収書は、高額介護サービス費や医療費控除の申告をされる場合に必要となりますので、なくさないよう大切に保管してください。領収証明の文書を発行した場合は、1 回 1,100 円いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合変更の内容と変更する事由について事前にご説明いたします。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 26 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ア．窓口での現金支払い
 - イ．金融機関からの自動引き落とし
 - ウ．指定口座への振込払い

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や治療を受けることができます。

医療機関の名称	笠岡中央病院
所在地	笠岡市笠岡 5 1 0 2 - 1 4
診療科	外科・内科・循環器内科・小児科・整形外科・皮膚科

医療機関の名称	ふくやま訪問歯科
所在地	福山市西町 3 - 1 5 - 2 5
診療科	歯科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① 事業者が解散・破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ② 施設の滅失や重大な毀損によりご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④ ご契約者より退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑤ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者より当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の2日前までにご連絡ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② ご利用者が入院された場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して３か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院・短期入院の場合

１ヶ月につき６日以内（連続して７泊、複数の月にまたがる場合は１２泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② ７日間以上３ヶ月以内の入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、３ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない場合は併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。また、笠岡すみれ園の居住費は入院期間においても全額ご負担いただきます。

③ ３か月以内の退院が見込まれない場合

３ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。退院後、再び施設に入所することも可能ですので、希望される場合は担当者にご相談下さい。

（３）円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者及びご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な次項の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

ご利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

７．残置物引取について

入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）は、ご契約者に連絡のうえ引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者にご負担いただきます。

８．苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）〔職名〕生活相談員 高 本 靖 大
- 受け付け時間 月曜日～金曜日 9：00～18：00
- Tel・Fax 番号 Tel 0865-63-5005 Fax 0865-69-1463

また、苦情受付ボックスを１階エレベーター前に設置しています。

（２）苦情処理の手順

苦情を受け付けた場合は、次の手順で対応します。

- ① 苦情の内容を十分に聴き、内容の明確化に努め、かつご利用者等に確認をします。
- ② 苦情の内容によって調査・対応を要する場合は、その予定について説明するとともに、その結果をいつどういう形で報告するかについて見込みを説明します。
- ③ 上記の結果、改善が必要と認められる場合は、必要な対応を図るとともに、今後そうした問題のないよう改善策を講じます。
- ④ 上記及び対応の結果については、ご利用者等に連絡説明します。
- ⑤ 苦情の内容が利用者等の誤解等であって、調査・対応等を要しないと認められるときは、ご利用者等の理解が得られるよう説明に努力します。
- ⑥ 苦情があった場合は、必要により当該サービスにつき調整を行う他の関係者と連携を図ります。

☆苦情及び対応について一定の様式等定めて記録します。また、苦情を申し立てることによりご利用者等が不利益を受けることがないよう配慮するとともに、その旨をご利用者等に明示します。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

笠岡市役所	所在地 笠岡市中央町 1 - 1
長寿支援課 介護保険係	電話・Fax番号 0865-69-2139、0865-69-2180
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町 1 7 番 5 号
	電話・Fax番号 086-223-8811、086-223-9109
岡山県社会福祉協議会	所在地 岡山市北区南方 2 丁目 1 3 - 1
	電話・Fax番号 086-224-2525、086-801-9190
備中県民局 健康福祉部	所在地 倉敷市羽島 1 0 8 3
健康福祉課	電話・Fax番号 086-434-7054、086-427-5304

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 笠岡すみれ園

説明者職名 生活相談員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者が署名できない場合)

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

*利用者との続柄 ()

*代理の理由

()

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 耐火構造、簡易耐火構造
- (2) 建物の延べ床面積 8543.21㎡
- (3) 事業所の周辺環境 市街地に近い小高い山の上に位置し、桜の木々をはじめとする緑豊かな自然に囲まれた静かな環境の中にあります。

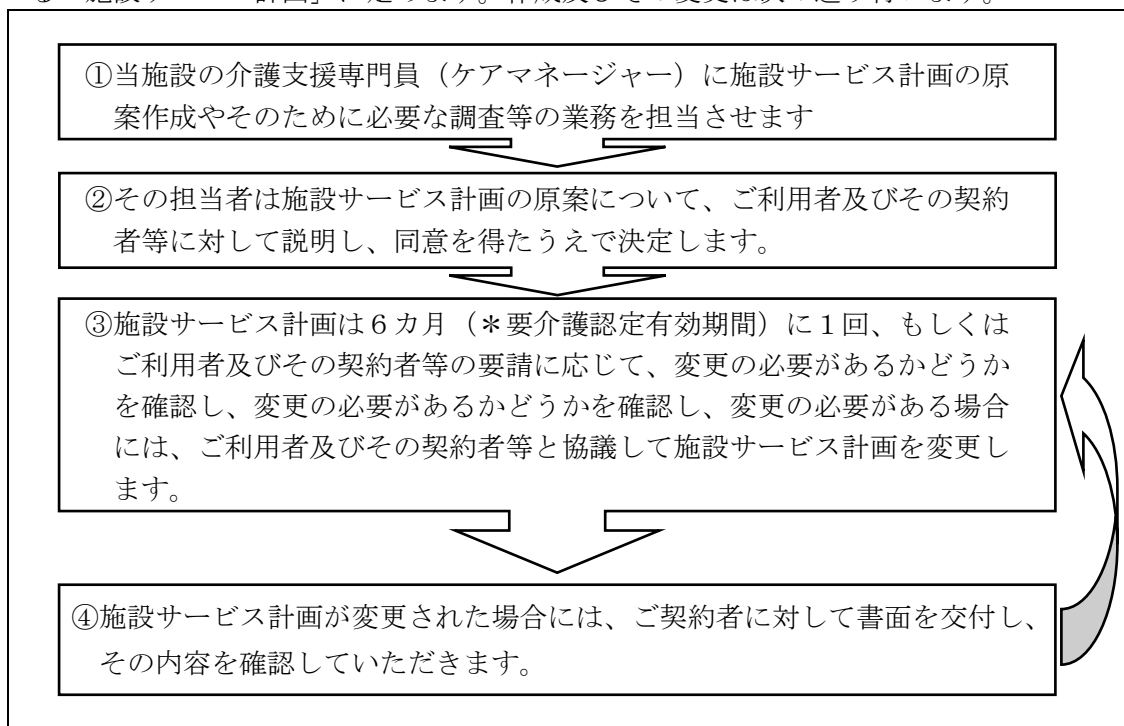
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 生活相談員**……ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。2名以上の生活相談員を配置しています。
- 介護支援専門員**……ご利用者の施設サービス計画の作成などを担当します。2名以上の介護支援専門員を配置しています。
- 機能訓練指導員**……ご利用者の機能訓練を担当します。1名以上の機能訓練指導員を配置しています。
- 看護職員**……主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。
- 介護職員**……ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。最低3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
- 医師**……ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名以上の医師を配置しています。
- 管理栄養士**……ご利用者の身体の状態、病状を把握し、栄養・嗜好等を考慮した食事の提供を行います。1名の管理栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画」に定めます。作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
 - ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
 - ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
 - ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、事業者及びサービス従事者又は従業員は、退職後においてもその秘密を保持いたします。（守秘義務）
- また、居宅介護支援事業者等に対してご利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書によりご利用者の同意を得るものとします。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供いたします。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込み品について

利用にあたりお持ちになる品物については、職員にご相談ください。また、貴重品は、原則個人で管理してください。但し、高額な現金等は事務所へお預け下さい。

（２）面会

面会時間 9：00～18：00（ご面会の方は、その都度面会簿にご記入下さい）

（３）外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。また、食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。

（４）施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められ

る場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 事故発生時の対応について

ご利用者へのサービス提供時においてご利用者に事故が発生した場合には、以下の通り対応いたします。

- (1) 速やかにご家族、市町村、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。また、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 第三者評価の実施状況

未実施

